

一般国道 1 5 8 号 (中部縦貫自動車道
(安房峠道路)) に関する協定の
一部を変更する協定

一般国道158号（中部縦貫自動車道（安房峠道路））に関する協定の 一部を変更する協定

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と中日本高速道路株式会社は、高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第6条第1項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条第1項の規定に基づき、平成18年3月31日付けで締結した「一般国道158号（中部縦貫自動車道（安房峠道路））に関する協定」の一部を次のように変更する協定を締結する。

別紙4を次のとおり改める。

(協定第 8 条第 1 項関連)
(機構法第 13 条第 1 項第 6 号に定める協定記載事項)

道路資産の貸付料の額

中日本高速道路株式会社に対する道路資産の貸付料

(消費税込み)

年度	貸付料				
		うち土地・家屋分	うち構築物等分		
				うち盛土・切土・ のり面構造物等分	うち橋梁・ トンネル等分
H 1 8	444百万円	8百万円	41百万円	17百万円	24百万円
H 1 9	397百万円	27百万円	140百万円	58百万円	82百万円
H 2 0	362百万円	24百万円	128百万円	53百万円	75百万円
H 2 1	326百万円	22百万円	115百万円	48百万円	67百万円
H 2 2	285百万円	19百万円	101百万円	42百万円	59百万円
H 2 3	292百万円	12百万円	63百万円	26百万円	37百万円
H 2 4	290百万円	12百万円	63百万円	26百万円	37百万円
H 2 5	303百万円	13百万円	68百万円	28百万円	40百万円
H 2 6	305百万円	13百万円	68百万円	28百万円	40百万円
H 2 7	308百万円	13百万円	70百万円	29百万円	41百万円
H 2 8	311百万円	14百万円	72百万円	30百万円	42百万円
H 2 9	315百万円	14百万円	73百万円	30百万円	43百万円
H 3 0	318百万円	14百万円	75百万円	31百万円	44百万円
H 3 1	322百万円	15百万円	76百万円	31百万円	45百万円
H 3 2	322百万円	15百万円	76百万円	31百万円	45百万円
H 3 3	322百万円	14百万円	75百万円	31百万円	44百万円
H 3 4	322百万円	15百万円	76百万円	31百万円	45百万円
H 3 5	325百万円	15百万円	77百万円	32百万円	45百万円
H 3 6	323百万円	15百万円	77百万円	32百万円	45百万円
H 3 7	322百万円	15百万円	76百万円	31百万円	45百万円
H 3 8	322百万円	15百万円	76百万円	31百万円	45百万円
H 3 9	324百万円	15百万円	77百万円	32百万円	45百万円
H 4 0	322百万円	15百万円	76百万円	31百万円	45百万円
H 4 1	323百万円	15百万円	77百万円	32百万円	45百万円
H 4 2	322百万円	15百万円	77百万円	32百万円	45百万円
H 4 3	322百万円	15百万円	76百万円	31百万円	45百万円
H 4 4	318百万円	14百万円	75百万円	31百万円	44百万円
H 4 5	316百万円	14百万円	74百万円	31百万円	43百万円
H 4 6	313百万円	14百万円	73百万円	30百万円	43百万円
H 4 7	312百万円	14百万円	72百万円	30百万円	42百万円
H 4 8	309百万円	10百万円	53百万円	22百万円	31百万円
H 4 9	165百万円	1百万円	7百万円	3百万円	4百万円

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、記名押印の上、各々 1 通を保有する。

平成 1 8 年 9 月 2 1 日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理 事 長 勢 山 廣 直

中日本高速道路株式会社
代表取締役会長 矢 野 弘 典